

# 私立大学における個人情報保護

## ——東邦学園大学・短期大学の取り組み——

### (1)

成 澤 寛

#### 目 次

はじめに

#### I. 個人情報保護法の概要

1. 個人情報保護法制定の背景
2. 個人情報保護法の内容

#### II. 私立大学と個人情報の保護

1. 個人情報漏洩事故と事業者の責任
2. 大学における個人情報保護の状況
3. 個人情報の保護からみた大学の特性 (以上、本号)

#### III. 東邦学園大学・短期大学における取り組み

1. 東邦学園大学・短期大学の沿革
2. 東邦学園大学・短期大学の組織
3. 東邦学園大学・東邦学園短期大学個人情報保護規程の策定

#### IV. 本学個人情報保護規程の内容

1. 本学個人情報保護規程の構成と特徴
2. 本学個人情報保護規程のポイント

おわりに

#### はじめに

2003年5月30日に公布された個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)は、我が国における個人情報の保護のあり方について基本的枠組みを定めるとともに、一定の民間事業者を「個人情報取扱事業者」とし、その第4章以下において個人情報取扱事業者に対して個人情報の取り扱いに関する各種の義務を課している。同法第4章以下の規定は、公布日から

の施行ではなく、公布日から約2年間の猶予期間をおいた後に施行されるものとされていたが、その猶予期間を経た2005年4月30日、全面施行されることになった。

この個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法という)の全面施行を受けて、同法の適用対象となる民間事業者は個人情報の取り扱いについて新たな義務を負うこととなった。同法が対象とする「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」(第2条)のうち、「その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内のいずれの日においても5,000を超えない者」(同法施行令第2条)をいうものとされている。また、ここでいう「事業」は、営利、非営利を問わないと解されており、権利能力なき社団や個人も上記の定義に該当する限り、個人情報取扱事業者に該当するとされている[4、p.54]。

ところで、私立大学<sup>1)</sup>は、広い意味では民間事業者といえるが、学術研究や教育を目的として私立学校法に基づいて設立される学校法人であり、営利追求を最優先目標とする一般の民間企業とは立場を異にするものと理解されるのが一般的である。しかし、「個人情報取扱事業者」

が上のように定義されていることからすれば、条件を満たす限りにおいて、もちろん私立大学も個人情報保護法の適用を免れるものではない<sup>2)</sup> [7, p.56]。そのため、個人情報保護法の全面施行に前後して、各地の私立大学においても個人情報保護法にいかに対応するかが課題とされている。

こうした状況の中、筆者の所属する東邦学園大学でも、個人情報の問題に対応するため、内部規程として、東邦学園大学・東邦学園短期大学個人情報保護規程を策定するに至った。本稿は、私立大学における個人情報保護の取り組みの一事例として、東邦学園大学・短期大学のケースを紹介しようとするものである。これは単に一事例の紹介にすぎないともいえるが、あえてこうした形で公表するのは次のような理論的関心と現実的必要性があるからである。

理論的関心として次の二つが挙げられる。第一に、最近では、大学などで法学を学ぶ学生に、経済学や商学、経営学等の隣接領域と関連づけて、企業経営と法律についての総合的知識を持たせようとする試みがされており、そうした分野は「経営法学」と呼ばれることがある。規制緩和の一方で、コンプライアンスが強く求められる現在の経済社会の中で、こうした経営法学の必要性はますます高まっているといえる。しかし、法学の伝統的体系の強固さもあってか、「経営法学」は十分な定義もなく、からなずしも確立した研究領域とはなっていない [6, はしがき]。個人情報保護の問題は、個人情報保護法を中心として法的観点からさまざまな議論がなされているが、企業の側からみれば、企業内コンプライアンスの問題として対応すべき経営上の課題であり、企業における個人情報保護への対応過程は、法と経営とが密接に関連する分野と考えることができる。したがって、その研究は、上に述べた経営法学において重要なテ

ーマであるといえ、そうした観点から問題を捉えてみることも有益であろう。

第二に、個人情報保護法は、公的部門・民間部門の両者に適用される基本法部分と民間部門のみを対象とした一般法部分を含んでおり、独自の性格をもつ法律であるといえるが、従来の法学体系上は、行政法の分野に属するものとして、主に行政法の研究者によって研究が進められてきた。しかし、個人情報保護法の一般法部分は、実際には事業者と個人との関係において、契約や不法行為などの私法上の制度を通じて間接的に<sup>3)</sup> 事業者の行動を規律するものとして現れることも多い。しかし、個人情報保護法と関連づけて私法上の問題を論ずる研究はそれほど多くない。そこで、個人情報保護法への企業対応を研究することで、私法上の理論的課題を抽出することができ、さらなる研究の手がかりを与えることが期待できる。

以上が本稿の理論的関心であるが、本稿は次のような現実的必要性も意識している。現実的必要性の第一は、個人情報保護法への対応に関する各大学における事例集積の必要性である。大学が行っている事業は、学術研究、教育活動を中心とするが、特に教育活動<sup>4)</sup> では個人情報の活用は決定的に重要であり、個人情報の取得利用なくして教育活動は成り立たないといっぴよい。また、大学の活動は、学術研究や教育活動にとどまらず、各種の地域活動、産学連携事業など多岐に渡る。このような大学の事業内容を前提として、各大学は個人情報保護に関する法令等に基づいて個人情報保護の措置を講じることが求められるが、その活動全体について、個人情報を適切にマネジメントしていくことは容易ではない。

一方で、個人情報保護法の規定は、いわばすべての民間事業者に共通する義務のミニマムスタンダードを定めたものにすぎず、必ずしも

個々の具体的な業界を想定した法律とはなっていない。すなわち、個人情報保護法は、それを読めば最低限のルールを把握することはできるものの、各業界において実務上生じる個別具体的な問題についての指示や一義的な解答を与え性格のものではない<sup>5)</sup>。個人情報保護法のこうした性格は、いかなる程度において個人情報の保護を図れば足りるのか、ある事業活動を行うにあたりどのような措置を講ずればよいのか等についての判断が、結局、各事業者自身に委ねられており、各事業者は自己の責任において個人情報の管理レベルを設定しなければならないことを意味している。実際、個人情報保護法施行後の状況をみると、安全管理の欠陥による漏洩事件が発生している一方で、企業側が過剰に反応し、事業活動を自主的に制限するような事態も見られる（『朝日新聞』2006年3月1日）。こうした事情は私立大学においても同様であって、各私立大学において個別的に定められる個人情報の取り扱い方針は、その基本構造においてもさまざまに異なっているようである。

こうした状況を受けて、文部科学省は、平成16年11月11日に「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（文部科学省告示第161号）を公表し、教育分野における個人情報の取り扱いに関するガイドラインを示した。しかし、このガイドラインは、「生徒等」という用語が使われていることから分かるように、私立学校全体を対象としており、大学特有の問題に触れるものではなく、大学の実務担当者が日常的に直面する問題について必ずしも明確に答えるものとはなっていない。また、いったん個人情報保護の体制を作り上げたとしても見落としがあるのではないかと、想定外の事態が生ずるのではないかなど、各大学の個人情報保護の担当者は日々悩まざるをえない。こうし

た現実の中で、各大学は連携を取りながら、議論を集約し、各大学における個人情報の保護の内容をより豊かに努力をしていくべきであろう。そうした議論を喚起し、素材を提供するため、各大学における個人情報保護に関する事例の集積が要請されているといえよう<sup>6)</sup>。

現実的必要性の第二は、策定された内部規程の趣旨を明確にしておくことにある。前述のように、個人情報の保護は事業者側から見れば企業内コンプライアンス上の課題であり、どのように個人情報安全管理体制を構築するかが中心的課題となる。民間企業ではプライバシーマーク制度やISMS（情報マネジメントセキュリティシステム）などのコンプライアンス・プログラムを活用して対応するところも見られが、そこで強調されているのは、コンプライアンス・プログラムは、単に内部規程やそれに基づくマニュアルを策定すればよいというものではなく、全従業員にその意義を周知させることが極めて重要であるということである [2、p.126]。大学・短大などを含めた教育機関では、その性質上、こうしたコンプライアンス・プログラムの直接的な活用は困難であると思われるが、それだけにリスク抑制のためには各従業員の共通認識を形成することが重要となってくると考えられる。こうした共通認識の形成のためには、従業員の研修や教育を積極的に進めて行くことが必要となるが、その際にはまず内部規程がどのような場面を想定し、どのような趣旨に基づいて策定されたものであるのかが明確にされている必要がある。

また、一般の法律にもいえることであるが、策定されたルールの趣旨は時の経過とともに不明確になりがちである。特に、人材の流動化が進む社会の例に漏れず、大学においても絶えず教職員の交代があるため、個人情報保護に関する内部規程を策定した担当者が必ずしも継続的

に個人情報に関する業務を担当するとは限らない。担当者が交代した時に内部規程の意義や趣旨が引き継がれないことになれば、混乱が生じ、逆にリスクを増大させてしまう可能性がある。そのため、まずは内部規程策定時にその趣旨を文書化し、明確にしておく必要がある。

以上の観点を踏まえ、本稿は、策定された本学の内部規程と対応させながら、東邦学園大学・短期大学における個人情報保護の取り組みを紹介するという手法をとることとした。特に私立大学を取り上げることにしたのは、後にみるように、大学は研究教育機関として、他の民間事業者とは大きく異なるいくつかの特徴をもっており（後述Ⅱ-3参照）、私立大学における個人情報保護法への対応過程を研究することは先に述べた本稿の理論的関心によりよく応えるものであらうと考えたからである。

以下の叙述では、まず個人情報保護法の内容を簡単に紹介し、その基本理念及び内容等を確認した上で（Ⅰ）、大学における個人情報保護の取り組みの状況や大学の特性をまとめることとする（Ⅱ）。次に、本学の内部規程がどのような組織を具体的な対象として策定されたものであるかを明確にするため、本学の沿革、組織及びこれまでの本学における個人情報保護の取り組みを簡単に説明する（Ⅲ）。その上で、今回策定された内部規程に沿ってその趣旨と取り組みのポイントを紹介することとしたい（Ⅳ）。

## I. 個人情報保護法の概要

### 1. 個人情報保護法制定の背景

まず、個人情報保護法制定の背景を概観して、その基本理念や考え方について確認する。

[4、p.10]によれば、個人情報保護法の立法化の背景として、我が国における官民を通じたIT社会の急速な進展による個人情報の取り扱いに対する不安の高まり（国内的動向）と国際

的な情報流通の拡大とIT化に対する国際社会の取り組み（国際的動向）の二つが挙げられている<sup>7)</sup>。以下では、歴史的経緯を踏まえ、まずは後者、すなわち国際的動向の方から始め、次に我が国の国内的動向と、それを踏まえた個人情報保護法の制定までを見ていきたい。

### (1) 国際的動向

個人情報を保護すべきであるという考え方は、プライバシーの概念の展開と密接な関係をもっている。伝統的なプライバシー概念は、19世紀末のアメリカにおいて、有名人がイエロージャーナリズムによって私生活を無断で撮影されるなどの事件が多発したため、これに対抗するために「一人で居させてもらう権利（right to be let alone）」として提唱されたものであり、その後プライバシー概念は、マスメディアを中心的な対象として発展した<sup>8)</sup> [3、pp.11-12]。その後、1960年代後半アメリカでは情報化社会が本格化し、コンピュータによる大量の情報処理が行われるようになるが、こうした状況の中で政府などが個人情報を一元的に管理し、個人の権利や自由が侵害される監視国家・管理社会が出現することが危惧されるようになる。こうした危機感の下で、プライバシー権を「自己情報コントロール権」として把握する考え方が登場し、1974年には、連邦の政府部門を対象としたプライバシー法が成立した<sup>9)</sup> [3、p.14]。要するに、個人情報を保護すべきという考え方は、伝統的なプライバシー権の適用範囲をコンピュータを用いた大量情報処理の場面に拡張することの中で生み出されてきたものといえよう。

アメリカで生じた情報化社会へのこうした危機感は、ヨーロッパ諸国にも大きな影響を与え、1973年にスウェーデンにおいて国レベルの法律であるデータ法が成立したのをかわきりに、

ドイツ（1977年）、フランス（1978年）等、個人情報保護を目的とした法制度がヨーロッパ諸国で整備されこととなった。このようにヨーロッパ諸国の個人情報保護法制は、行政機関などの公的部門だけではなく民間部門をも包括的に規制対象とするものであったが、各国の法制は統一されていなかったから、次第に国際的流通取引の阻害要因となるのではないかと懸念がもたれるようになった。特に多国籍化した情報産業をもつアメリカとのヨーロッパ諸国との間で利害対立が深まることになった [3, pp.18-19]。

このような背景の下で、利害調整の場となったのがOECDであり、1980年9月には、プライバシー保護と個人データの円滑な国際流通の双方の要請を調和させるため、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告」が採択された。同勧告は、「プライバシーと個人の自由を保護し、かつプライバシーと情報の自由な流通という基本的ではあるが競合する価値を調和させること」に加盟国が共通の利害を有し、「個人データの国際流通は経済及び社会の発展に貢献する」との認識の下に、以下の4項目について勧告を行っている [4, p.363]。

- ①加盟国は、本勧告の主要部分である勧告付属文書のガイドラインに掲げているプライバシーと個人の自由の保護に係る原則を、その国内法の中で考慮すること。
- ②加盟国は、プライバシー保護の名目で、個人データの国際流通に対する不当な障害を除去、又はそのような障害の創設を回避することに努めること。
- ③加盟国は、勧告付属文書に掲げられているガイドラインの履行について協力すること。
- ④加盟国は、このガイドラインを適用するため

に、特別の協議・協力の手続についてできるだけすみやかに同意すること。

このOECD理事会勧告によって、個人情報に関する法的ルールの目的が、単に個人の権利の保護だけではなく、「プライバシーと情報の自由な流通」という競合する価値の調和に置かれることになったという点で、本勧告は、この分野におけるその後の動向に極めて大きな影響を持つものであった。さらに、重要な点は、本勧告に付属するガイドラインにおいて、個人データの取扱いに関する8項目の原則、いわゆるOECD 8原則が示され、加盟国は国内法においてこれらの原則を考慮しなければならないとされたことである。OECD 8原則は、①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全保護の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則を含んでおり、OECD加盟国における個人情報保護法の共通原則となっている。それぞれの原則の内容は表1の通りである。

このOECDガイドラインは、これ以降、世界の多くの国の立法にその考え方が採用されることになり、個人情報保護の「不変的原理」[4, p.295]を示すものと評されている。

その後、情報化社会はさらに急速に展開し、インターネットが大衆的に利用されるようになり、1995年以降、電子商取引の拡大など、いわゆる「IT革命」と呼ばれるグローバルな高度情報社会の時代を迎えることになる。こうした状況のなかで、EUは域内各国の法制度間の調和を図るため、1995年10月に、「個人データの処理に係る個人の保護及びその自由な流通に関する欧州評議会及びEU理事会指令」（いわゆるEU個人情報保護指令）を採択した。このEU個人情報保護指令の最も重要な点は、その25条において、個人データの第三国への移転について、

当該第三国が十分なレベルの保護措置を確保している場合に限って行うことができると規定した点である。これにより、EU個人情報保護指

令は、EU加盟国以外の国の施策にも大きな影響を与え、個人情報保護法制の国際的統一を促進することとなった [1, p.12]。

表1 OECDガイドライン8原則とその内容

①収集制限の原則	個人データの収集は、適正かつ公正に行わなければならない。適当な場合にはデータ主体に通知又は同意を得て行わなければならない。
②データ内容の原則	個人データの内容は、利用目的に沿ったものであるべきあり、利用目的に必要な範囲で正確、完全であり最新に保たなければならない。
③目的明確化の原則	個人データの収集目的は、収集時以前に明確化されなければならない。その利用は目的の達成の範囲に限定されなければならない。
④利用制限の原則	個人データは、データ主体の同意があるなどの場合を除き、目的以外のために利用されるべきでない。
⑤安全保護の原則	個人データは、その紛失や不正アクセス、破壊、使用、修正、開示等の危険に対し、合理的な安全保護措置により保護されなければならない。
⑥公開の原則	個人データの収集利用等の方法については公開されなければならない。個人データの存在、性質及びその主要な利用目的とともにデータ管理者の識別、住所を明確にする手段が明らかにされなければならない。
⑦個人参加の原則	個人はデータ管理者等に対して自己に関するデータ保有の有無、その内容を明らかにするよう要求する権利をもち、自己に関するデータに対して異議を申し立てることが保障される。
⑧責任の原則	データ管理者は以上の諸原則を実施する責任を有する。

[4, p.363]より作成。

## (2) 国内的動向

我が国の個人情報の保護に関する議論は、もっぱら行政機関におけるコンピュータ利用に伴うプライバシー保護という観点から始まった。行政機関においてコンピュータが利用されるようになったのは1959年からであるとされるが [1, p.1]、情報化の進展に伴う個人情報の保護について検討が始められたのは、地方公共団体が順次コンピュータ処理を導入していった1975年前後からである。同年には、行政管理

庁長官の諮問を受けた行政管理委員会が、「行政機関等における電子計算機利用に伴うプライバシー保護に関する制度の在り方についての中間報告」を取りまとめているが、国際社会における取り組みもあまり進展していない中での検討であったことから、その結論は「現段階では一義的な結論を得ることは困難」とし、「この問題は引き続き検討を進めるべきもの」とされた [4, p.10]。

しかし、1980年に前述のとおりOECD理事会

勧告が採択されたことを踏まえて、各種の研究  
会等が組織されて検討が重ねられ、1988年に、  
「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個  
人情報の保護に関する法律」が制定された。  
OECDガイドラインは、公的部門・民間部門双  
方に適用されることを予定したものであった  
が、この法律は国の行政機関のみを対象とする  
ものであり、この時点では、個人情報保護につ  
いて民間部門を含む一般法は作られなかつた。  
ただし、法案の審議過程において、「個人情報  
保護対策は、国の行政機関等の公的部門の  
みならず、民間部門にも必要な共通課題とな  
っている現状にかんがみ、政府は早急に検討を  
すすめること」との付帯決議がなされ、民間部  
門における個人情報保護も将来的な課題と捉え  
られた [4、pp.12-13]。

1990年代には、我が国もIT革命の波にさら  
されることになり、1994年には、内閣に「高  
度情報通信社会推進本部」が設置され、電子商  
取引等の推進など高度情報通信社会の構築に向  
けた総合的な施策を推進することとされた。こ  
うした情報通信技術の著しい普及のなかで、民  
間事業者による顧客情報の大量漏洩事件が社会  
問題化しはじめ、国民はIT社会の利便性を享受  
できるようになる一方で、個人情報の不正売買  
や漏洩といった不安を感じるようになったため、  
民間部門における個人情報の取り扱いに対  
する規制の必要性が認識されるようになった。  
しかし、90年代には、EU個人情報保護指令へ  
の対応など一定の施策は行われたものの、全体  
としては民間部門における個人情報保護の取り  
組みはあまり進展しなかった [2、p.4]。

民間部門を含めた個人情報保護に関する包括  
的な法整備に向けた検討作業が開始されたのは  
1999年である。そのきっかけは、同年1月に  
住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネッ  
ト）の実現に向けた住民基本台帳法の一部改正

法案が提出されたことにあった。当時は、宇治  
市住民基本台帳データ漏洩事件<sup>10</sup>など、個人情  
報の漏洩事件が多発していたこともあり、この  
法案を巡って、プライバシーに対する不安の声  
が高まり、個人情報保護の強化を図る必要性が  
改めて認識されることとなった。そのため、同  
年6月には、与党による修正案が提出され、同  
法案を認める条件として、附則に「法律の施行  
に当たって、政府は、個人情報の保護に万全を  
期するため、速やかに、所要の措置を講ずるも  
のとする」との規定が追加されることになった  
[4、p.15]。以後、住基ネットの問題に後押し  
される形で、以後個人情報保護の法制化が一気  
の加速していくことになった。

### (3) 個人情報保護法の制定

以上の背景を踏まえ、1999年7月には、高度  
情報通信社会推進本部の下に「個人情報保護検  
討部会」が置かれることになり、個人情報保護  
制度の法制化に向けた動きが始まることになる。  
同部会は、同年11月に「我が国における個人情  
報保護の在り方について（中間報告）」を取りま  
とめた。この中間報告は、官民を通じた基本原  
則の確立と全分野を包括する基本法の制定の必  
要性を指摘するとともに、法制化に向けた専門  
委員会の設置等を提言するものであった。

この提言を受けて、2000年2月に、高度情  
報通信社会推進本部の下に「個人情報保護法制  
化専門委員会」が設置され、基本的な法制の確  
立に向けた専門的検討に入った。同意委員会は  
中間整理を経て、同年10月に「個人情報保護基  
本法制に関する大綱」を取りまとめた。大綱で  
は、個人情報を、個人の人格尊重の理念の下に  
慎重に取り扱われるべきものであるとした上  
で、個人情報を取り扱う際の原則が明らかにさ  
れた。これらの原則はOECD 8原則を踏まえた  
上で、それを5つの原則に整理しなおしたもの

で、①利用目的による制限、②適正な方法による取得、③内容の正確性の確保、④安全措置の実施、⑤透明性の確保が挙げられている。また、大綱では、検討部会の中間報告とは異なり、個人情報保護の基本法制には、個人情報取扱事業者の具体的義務規定も盛り込むべきことが明らかにされた。大綱の発表を受け、政府は「情報通信技術（IT）戦略本部」<sup>11)</sup>において、大綱を最大限尊重し、次期通常国会への提出を目指し、個人情報保護に関する基本法制の立案作業を進める旨の決定をした。

政府は、この決定に基づき、2001年3月の第151回通常国会に個人情報保護法案（旧法案）を提出した。しかし、この法案に対しては、報道関係者等から「不当なメディア規制につながる」など、表現の自由への介入に対する強い警戒感が示され、継続審議を繰り返した後<sup>12)</sup>、2002年秋の第155回臨時国会において審議未了廃案となった。

そこで、政府は、これまでの経緯を踏まえ、旧法案をベースに必要な修正を加えた新たな法案を用意し、2003年3月、個人情報保護関連の5本の新法案が第156回国会に提出され、2003年5月23日、可決成立し、5月30日に公布された<sup>13)</sup>。

## 2. 個人情報保護法の内容

### (1) 目的・理念と考え方

個人情報保護法第1条は、この法律の目的が、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」にあると定めている。個人情報保護法第7条に基づいて決定された政府による「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）（以下、基本方針と呼ぶ）によれば、このような目的規定が置かれた背景にある考え方として、経済・社会の情報化の進展に伴い個人情報の利用が拡大してい

る中で、プライバシーの保護を含めた個人の権利利益を保護することが必要であり、他方で、情報通信技術の活用による個人情報の多様な利用が、事業活動の面でも、国民生活の面でも不可欠のものとなっていることに配慮することの必要性があると説明されている。さらに、基本方針では、このようなバランスの上に個人情報の保護に万全を期すことが、国民一人一人がその便益を享受できる健全な高度情報通信社会の実現を可能にするものであるとの考え方も示されている。

このような考え方は、プライバシー保護と個人データの円滑な国際流通の双方の要請を調和させようとするOECD理事会勧告と通底するものといえよう。ただ、勧告と異なるのは、個人情報保護法においては、プライバシーという用語が用いられておらず、その代わりに「個人の権利利益」の保護が主目的に据えられている点である。プライバシーという用語が避けられたのは、主に、我が国の法的議論においてその概念内容が一義的に明確とはいえない状況にあるとの理由によるが、立法担当者によれば、『『個人の権利利益』とは、個人情報の取扱いの態様いかんによって侵害されるおそれのある『個人の人格的、財産的権利利益』（大綱）全般であり、プライバシーはその主要なものであるが、それに限られない」[4, p.43]とされており、基本方針に述べられているとおり個人の権利利益の保護とプライバシーの保護とは、同義ではないが、後者は前者の中核をなすものと理解されている。

また、第3条では、個人情報個人が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、個人情報を取り扱う者は、その適正な取扱いを図らなければならないとの基本理念が示されている。政府の基本方針は、本条を、個人情報が個人の人格と密接な関連を有するもの



であり、個人が「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条の下で慎重に取り扱われるべきことを示すとともに、個人情報を取り扱う者は、その目的や態様を問わず、このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図らなければならないとの基本理念を示すものと説明している<sup>14)</sup>。

さらに、基本方針は、個人情報保護システムの在り方についての考え方も明らかにしている。それによれば、高度情報通信社会においては、業態業種を問わず、あらゆる分野において情報通信技術を活用した大量かつ多様な個人情報が広く利用されるようになってきているため、法は、個人情報を事業の要に供する者を広く対象として個人情報の取扱いに関して共通する必要最小限のルールを定めるとともに、個人情報を取り扱う者において、それぞれの事業等の分野の実情に応じて、自律的に個人情報の保護に万全が期されることを期待しているとされる。また、こうした事業者の自律的な取り組みを支援するため、事業所を管轄する省庁が、各事業等分野における個人情報の取り扱いについての権限と責任を有する仕組みを採ったと説明されており、個人情報保護のシステムは、法、各省庁のガイドライン、事業者の自律的な取り組み等が組み合わされた複層的なシステムとして構築されていることが明らかにされている。

## (2) 個人情報保護法の体系

個人情報保護法は本則59条と附則7条によって構成されており、本則は第1章から第3章までの基本法部分と、第4章から第6章までの一般法部分に分けられる。

第1章「総則」には、上に説明した目的（第1条）及び基本理念（第3条）の規定を置いているほか、第2条において、「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」、「個人情報取扱事

業者」など、この法律で用いられる基本的な用語を定義している。第2章「国及び地方公共団体の責務」には、国の責務（第4条）、地方公共団体の責務（第5条）、法制上の措置等（第6条）の各規定が置かれ、国、地方公共団体が必要な施策を策定し、実施すること及び政府が法制上の措置をとるべきことが規定されている。第3章「個人情報の保護に関する施策等」は、個人情報の保護に関する基本方針について定める第1節（第7条）、国の施策について定める第2節（第8条から第10条）、地方公共団体の責務について定める第3節（第11条から第13条）、国及び地方公共団体の協力について定める第4節（第14条）から構成され、内閣総理大臣による基本方針の策定や国と地方公共団体の役割分担など、個人情報保護のための施策を推進するための制度的枠組みが示されている。

一般法部分においては、第4章「個人情報取扱事業者の義務等」は、個人情報取扱事業者の義務について定める第1節（第15条から第36条）と、民間団体による個人情報の保護の推進について定める第2節（第37条から第49条）に分かれる。第1節では、事業者において個人情報の利用をその利用目的の範囲内に制限するとともに（第16条）、その正確性の確保や安全管理のための措置を講ずべきものとした上で（第19条から第22条）、個人情報を取得する際の利用目的の本人への通知又は公表（第18条）、個人データについての第三者提供の原則禁止（第23条）、保有個人データに関する本人からの求めによる開示・訂正・利用停止等の義務（第24条から第30条）、苦情処理（第31条）などを規定している。さらに、本節では、以上の各種の義務に基づく主務大臣の関与についても規定されている（第32条から第36条）。また、第2節では、事業者団体の自主的取り組みと自立的な対応を促すため、主務大臣の認定を受けて個

個人情報の取扱いに関する苦情処理等を行う事業者団体等を主務大臣が認定する仕組みを設けている。第5章「雑則」には、第4章の義務の適用除外や権限及び義務の委任等についての規定が置かれており、報道、著述、学術研究、宗教及び政治の各分野における一定の利用目的の範囲での個人情報の利用については、第4章の規定の適用を除外するものとしている（第50条）。最後の第6章「罰則」では、第4章に定められる主務大臣の報告聴取や命令に従わない事業者などに対する刑事罰が定められている（第56条から第59条）。

## Ⅱ. 私立大学と個人情報の保護

### 1. 個人情報漏洩事故と事業者の責任

#### (1) 事業者が負うリスクの拡大

1999年に個人情報保護法制の本格的検討が始まって以来、事業者が顧客名簿などを流出させる個人情報流出事件の報道はおびただしい数に上っている<sup>16)</sup>。これらの流出事件には、故意によるものも過失によるものもあるが、その大半は従業員などの内部者、もしくは委託先からの漏洩のケースであるといわれている〔3、p.520〕。こうした漏洩事故が生じた場合、事業者は、法的責任を含め様々な責任を負うことになる。

事業者は、個人情報を取り扱う限り、こうした責任追及にさらされる可能性を常にもっている。こうした可能性は、個人情報の取扱いに伴って事業者が負うリスクと捉えることができるが、個人情報保護法の制定後においては、情報を提供する個人の権利意識が高まったため、事業者側が負うリスクは飛躍的に拡大したといえよう。したがって、すべての事業者において、経営資源の一つとして個人情報の活用を図る一方で、こうしたリスクを認識して的確なリスク回避の手段を講じること、すなわち個人情報の

取扱いに関わるリスクマネジメントが必須の課題となっている。

ところで、情報セキュリティの観点から論じられるリスクマネジメントにおいては、どれほどコストを費やしてセキュリティ対策を行ったとしても、リスクをゼロにすることは困難であり、リスクゼロを目指すよりも、事故が発生するという前提に立った上で、資産の重要度、損失の大きさなどによりリスク評価を行ったうえで、リスクレベルに合わせたセキュリティ対策を行うべきであると論じられている〔2、pp.120-121〕。そこで、次に個人情報が漏洩した場合に事業者がどのような法的責任を負うのかを見ておきたい。

#### (2) 個人情報漏洩の法的責任

まず、個人情報を漏洩した事業者は、プライバシー権の侵害を理由として不法行為に基づく損害賠償義務を負うことがある<sup>16)</sup>。

プライバシー権の侵害を理由とする損害賠償請求では、個人情報の漏洩につき事業者自体に故意・過失が認められる場合は、民法709条に基づき直接責任を負うことになるが、従業者（被用者）による個人情報の漏洩の場合においても、その従業者が職務の執行について漏洩を起こしたといえる場合には、民法715条の使用人責任により、当該従業者と連帯して損害賠償責任を負うことになる。さらに、この使用者責任における使用者と被用者の関係は、雇用契約の有無ではなく、実質的な指揮・監督関係の有無によって決せられるとされているから<sup>17)</sup>、個人情報の処理を委託した委託先からの漏洩事故の場合も、委託元事業者が使用者責任を負うことがある。先に述べた宇治市住民基本台帳データ漏洩事件は、宇治市が民間事業者に開発を委託した乳幼児検診システムの再々委託先のアルバイト大学院生がデータをコピーし、名簿業者

に販売したという事件であるが、その控訴審判決では、市と当該大学院生の間の実質的な指揮・監督関係が認められるとの認定がされ、市に対して損害賠償が命じられた。

また、個人情報の利用に関して事業者と本人の間に契約関係が存在する場合には、以上の不法行為責任に加えて、契約上の債務不履行責任が発生し、事業者が損害賠償義務を負うことがある。債務不履行責任の場合には、従業員による漏洩行為については、事業者による行為と同視するか、履行補助者である従業員の故意過失を当該事業者の故意過失と同視することによって、債務不履行と構成することになる[5、p.289]。

第二に、漏洩元となった事業者は、個人情報保護法に基づく責任を負うことになる。個人情報保護法は、第20条ないし第22条において、事業者に「個人データ」の安全管理のための必要かつ適切な措置をとることを義務づけているが<sup>18)</sup>、これらの規定に対する違反は、主務大臣による報告徴収、助言、勧告、命令の対象とされており、個人データの漏洩を生じさせた場合には、何らかの行政処分を受けることになる。また、こうした行政処分に対し、報告の懈怠や虚偽報告、命令違反を行った場合には刑事罰を受ける可能性がある。これらの罰則には両罰規定が付けられており、法人も処罰の対象となる。

個人情報保護法が直接事業者に課しているのはこうした行政処分や刑事罰のみであるが、同法は間接的な効果も持っており、上に述べた不法行為あるいは債務不履行による損害賠償請求の在り方にも影響を与えるものと考えられる。例えば、不法行為に基づく損害賠償請求については、漏洩の被害者は、個人情報保護法第20条ないし第22条に定められた事業者の安全措置義務を前提として事業者の過失又は違法性を主張することができるようになり[2、p.97]、事

業者が安全管理措置の不備によって、個人データの漏洩を生じさせたときは、それが従業員によるものや委託先におけるものであっても、事業者に対し直接に民法709条の責任を問うことも可能となると考えられる。また、個人情報保護法に従って個人情報を利用するということ、一つの契約内容を構成すると見られる場合には、個人情報保護法上の義務違反それ自体が、債務不履行を構成することになる[5、p.289]。

第三に、漏洩元となった事業者は、漏洩を停止させることは当然であるが、各種の法令に従って漏洩事故に適切に対処する責任を負う。前述の基本方針によれば、個人情報の漏洩事故が発生した場合には、事業者は「二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表することが重要である」とされている。これを受けて、各省庁の定めるガイドラインでは、①監督官庁への報告、②事実関係及び再発防止策の早急に公表すること、③本人への速やかな通知を求めるものもある（金融分野、電気通信事業等）。事業者は、これに従った対応を取る必要がある。こうした対応を行うとともに、漏洩事故発生後は、事業者に対して問い合わせや苦情が殺到することが予想されるため、個人情報の取り扱いに関する苦情について事業者は適切かつ迅速な処理に努めなければならないと定める個人情報保護法第31条に従って、苦情受付窓口を設けるなどして、できる限りクレームに対応しなければならない。さらに、原因究明を行い、責任の所在を明確にするため、従業員に対する社内処分をすることや場合によっては刑事告発をすることも必要であるし、委託先からの漏洩の場合には、委託先に対する不法行為責任や契約責任の追及も必要となる。

## 2. 大学における個人情報保護の状況

### (1) 大学における個人情報流出事故

はじめに述べたように、私立大学も個人情報保護法の適用を受け、2005年4月から個人情報保護法第4章に定められる具体的義務を負うことになった。したがって、現在の私立大学は上に述べたような法的責任を追及されるリスクに直面しているといえるが、すでに現実に大学から個人情報が流出する事故も生じている。

表2は、個人情報保護法施行後の大学における流出事故について、各大学のホームページか

ら確認できたものをまとめたものであるが、ほぼ1か月に1回の漏洩事故が起こっていることがわかる。事故発生原因では盗難など、必ずしも大学だけの責任といえないものもあるが、紛失事故など安全管理の問題が問われるものもある。また、最近問題となったファイル交換ソフトWinnyによって個人情報が閲覧可能となっていたという事故も現れている。このように大学においても、個人情報保護体制の構築及び強化が緊急の課題となっているといえよう。

表2 個人情報保護法施行後の大学における流出事故

時 期	国立/私立	概 要
2005年4月	国立大学	事務室から個人データが含まれるパソコン8台の盗難
2005年5月	国立大学	同窓会、OB名簿の含まれるパソコン、ハードディスク等の盗難
2005年6月	私立大学	事務室から4万2000人分の個人データが含まれる業務用デスクトップ型パソコン1台が紛失
2005年7月	私立大学	封筒に入った学籍簿54名分の紛失
2005年10月	国立大学	学生が診療記録等の含まれるノート型パソコン及び教育用資料を紛失
2006年1月	国立大学	ファイル交換ソフトWinnyをインストールした学生所有のパソコンがウィルスに感染し、資料として持ち出した患者の診療情報が閲覧可能となっていた
2006年2月	国立大学	非常勤講師が自宅で所有する受講生のデータが含まれるノート型パソコンが盗難

### (2) 各大学における個人情報保護の取り組み

それでは、各大学における個人情報保護の取り組みの現状はどのようになっているのだろうか。

この点について、個人情報保護法施行前の2004年11月に社団法人私立大学情報教育協会が加盟校506校に対して行ったアンケート（「個人情報保護法施行に伴う電子化対応アンケート」）がある。その調査結果によれば、回答のあった4年制大学248校では、個人情報の取り扱いに

ついて、何らかの取り組みを、「すでに実施済み」と解答した大学は68校（27.9%）、「05年度から実施予定」は105校（42.8%）、「05年度から検討開始」が65校（26.2%）、「検討予定なし」は10校（4.0%）であり、検討も含め、個人情報保護法への対策は2005年度からという大学が7割近くを占めていた。また、短期大学では、85校が回答を寄せたが、「すでに実施済み」と解答した大学は14校（16.5%）、「05年度から実施予定」

は32校(37.6%)、「05年度から検討開始」が35校(41.2%)、「検討予定なし」は4校(4.7%)であり、やはり、対策は2005年度からという大学が8割近くを占めていた。

また、大学、短期大学のいずれにおいても「05年度から検討開始」と回答した大学では、今後の対策としてセキュリティポリシーの策定、学内規程の整備、責任者の明確化など制度面の整備を打ち出した大学が多かった。これに対し、すでに実施済みと回答した大学でも、個人情報保護のための全学的組織を設けていると回答した大学は、29校であり、38校は部局単位で対応しているとしており、個人情報保護に関する対策を総合的に規定した内部規程やガイドラインを策定しているのは31校であった。同様に短期大学の回答では、全学的組織を設けているのは4校、部局単位で対応しているのが9校であり、対策を総合的に規定した内部規程やガイドラインを策定しているのは3校であった。

この結果をみると、私立大学における個人情報保護の取り組みについては、かならずしも素早い対応が取られているとはいえず、とりあえず個人情報保護への対応は、個人情報保護法の施行に合わせて、個別の問題、個別の部署ごとにそれぞれ対応し、その後、内部規程を作成するという方向で動いてきたといえる<sup>19)</sup>。

### 3. 個人情報の保護からみた大学の特性

#### (1) 学校の設置者による適用法の相違

大学については、その設置者に応じて適用される法律が異なる。はじめに述べたとおり、私立大学は個人情報保護法の適用を受けることになるが、国立大学は法人化され、国立大学法人となったため、個人情報保護法ではなく独立法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)(以下、独立行政法人等個人情報保護法という)が適用されることに

なる。また、公立大学については、各地方自治体の条例の適用を受ける[9, p.3]。

我が国の個人情報保護法制は、個人情報保護法により基本法が定められるとともに民間部門に対する包括的規制がなされる一方で、行政機関等の公的部門については個別の法律によってより厳格に規制されているという点に一つの特徴があるといえるが、同一の事業分野において、半ば公的な部門<sup>20)</sup>と民間部門が混在している点に大学の一つの特徴があるといえる。

しかしながら、大学に在学する学生からみれば、学校設置者の性格の違いはそれほど大きなものではない。私立大学に在学しているからといって、国立大学より緩やかな個人情報の保護しか受けられないというのは不合理であろう。したがって、私立大学における個人情報保護においては、単に個人情報保護法を遵守すればよいというものではなく、独立行政法人等保護法の規定にも配慮して、より高いレベルの個人情報保護体制を構築することが要請されることになる。

#### (2) 事業活動の多様性

大学は研究活動や教育活動を行うため、教職員を雇用し、その労務管理を行っているが、それらの教職員の個人情報についても、私立大学は個人情報保護法の適用を受ける。さらに、大学によっては、大学病院などの附属機関を運営していたり、地域社会との交流活動や民間企業との連携による営利活動なども行っており、こうした多面的な活動についてもそれぞれ個人情報保護法への対応をしなければならない。このように、多様な事業分野と関連する個人情報の利用が行われている点も、大学における個人情報の取扱いの特徴の一つといえる。

前述したように、我が国の個人情報システムは、法によって最低限の共通ルールを定めた上で、個々の事業分野においては各省庁が作成・

公表するガイドライン等によって、個別具体的な遵守事項が定められるものとされている。したがって、多面的な活動を行う大学においては、事業の性質ごとに異なったガイドラインを参照しなければならない。たとえば、学生の個人情報の取扱いについては文部科学省のガイドラインに従うことになるが、教職員の個人情報の取扱いについては、厚生労働省の雇用管理に関するガイドライン（「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成16年7月1日厚生労働省告示第259号））を参照することが必要となる。さらに医療系の学部・学科や付属病院を有する大学では、その実情に応じて、厚生労働省の定める医療分野のガイドラインを踏まえた対応をとらなければならないし [10, p.2]、民間企業との共同事業などにおいては、場合によっては経済産業省のガイドラインを考慮する必要もあろう。

### (3) 大学が扱う個人情報の質から見た特性

次に、大学が扱う個人情報はどのようなものかという点について、特に学生に関わる個人情報を考えてみると、第一に、収集される情報が個人の人格に関わる重要なもの多く、その利用目的も多様であることが挙げられる。

表3は、学生及び保証人から取得する個人情報について、一般的に想定される内容と利用目的をまとめたものである。大学においては、教育活動は学術研究とともに事業内容の中心となっているが、一般的に教育は、教員と学生の相互的コミュニケーションであり、相手の能力や性格、希望など個人の人格に関わる情報の相互的交換とそれに対する配慮がなければ成り立たないものといえよう。また、そうした教育の中で、学生の動向や評価等の新たな情報が蓄積されていくことになる。また、大学生にとって、

大学は単に教育を受けるにとどまらず、生活の場であり、クラブ活動などによる自己表現や将来の進路を決定など重要な活動を通じた人間形成の場でもある。もちろん、こうした活動は基本的には学生の自律に任せられるべきものであるが、教育機関としての大学は、こうした多様な学生活動についてもできる限り支援をする必要がある、そうした目的のために個人の情報を収集し、活用する必要がある。

このように、民間企業に比して、大学や個々の教員と学生との関わりはより“濃密”であり、そこで取得される個人情報は、いわゆるセンシティブ情報と呼ばれるものも含め、個人の人格に深く関わるものが多いといえる。事業者としての大学やその従業者である個々の教員は、こうした一人一人の学生について、こうした濃密な情報を整理し、的確な教育・指導をしていかなければならない。

さらに第二の特徴として、こうした質を持った個人情報を大量に、しかも、長期間に渡って保有しているという特徴を挙げることができる。

大学における文書の保存期間は、文書の性質によっては法令上の根拠をもつものもあるが、教育関連の文書の保存期間に関する法規は見あたらず<sup>21)</sup>、各大学の文書管理規程等によって定められているとか考えられる。一般的には、学生の在学・卒業の記録及び成績に関しては、証明書を発行する必要から、相当長期間の保存期間が設定されるのが通常であり、学校によっては永久保存としているところもある。

情報セキュリティの側面を考えると不要になった個人情報は保有しておかずに、廃棄することも一つの安全措置といえるが、先に述べたように大学において取得される個人情報は、本人にとって重要なものが多いから、なかなか廃棄に踏み切れないのが実情であろう。その結果、大学は大量の個人情報を蓄積していかざるをえない。

表3 学生から取得する個人情報と利用目的

個人情報の種類	個人情報の内容	利用目的
本人に関する情報 (本人確認情報)	氏名、現住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、学籍番号(ID)、写真、国籍、外国人登録など	本人確認、学籍簿・学生証の作成、本人への連絡・呼び出し、施設の利用記録作成、各種証明書の発行、各種申請書類の作成など
教育関連情報	本人確認情報、学歴、学位、成績、受験番号、履修科目、取得単位、資格、出席状況、など	入学資格の確認、履修科目の決定、履修者名簿の作成、教育システムへの登録、出席管理、成績評価・単位認定、演習担当者の学生指導、成績通知、学生指導、進路指導、教育成果物の公表、広報活動など
健康・医療情報	健康状態、病歴、障害の有無など	健康管理、保健指導など
各種活動の記録	所属クラブ、活動記録、進路希望、就職活動状況、就職内定状況など	活動成果の公表、進路指導、就職支援、広報活動など
保護者に関する情報 (保証人情報)	氏名、住所、電話番号、続柄、勤務先、保証人以外の親族など	保証人への連絡、取得単位及び成績の通知、学費の請求、各種会合の通知など
その他の情報	居住状況、緊急時連絡先、通学経路など	緊急時の連絡・対応
第三者提供される 情報	[本人]本人確認情報 [保証人]保証人情報	後援会・同窓会への提供

#### (4) 学術研究と教育活動の関係

大学は教育機関でもあるが、学術研究機関でもある。個人情報保護法第50条1項3号は、大学などの学術研究機関やその構成員が「学術研究の目的」で個人情報を取り扱う場合については、同法第4章の規定を適用しないものとしている。したがって、この範囲では、私立大学及びそこに在籍する研究者は、個人情報保護法第4章の適用を受けない。ただし、このことは学術研究において個人情報保護の必要がないというのではなく、学問の自由（憲法第23条）との関係から、行政機関の介入を抑制的し、自律的・自主的に必要な措置を講ずものとするという趣旨である（第50条3項）。これに対し、教

育活動は学術研究とは概念的に異なるものであり、第50条の適用除外に当たらないといえるから〔7、p.56〕、教育活動については事業として第4章の規定が適用されることになる。したがって、個人情報保護法では、教員は個人情報取扱事業者である学校の「従業員」ということになり、学校は少なくとも教育活動に属する部分については同法第21条に基づいて従業員である教員における個人情報の取り扱いを監督しなければならない。

このように理論的には、教育活動については法律上の規制を受け、学術研究については自律的規制に任されているといえるが、しかし実際には、教員の中には、学問の自由や研究を享受

する研究者と自己規定する者も多く、独立して職務を遂行しているようように考えるなど民間企業一般の関係者とはかなり異なった認識をもっているともいわれている [9, p.7]。また、大学においては例えばゼミでの活動など研究と教育が密接に関連する場面も多く、からなずしも両者が截然と区別できない場合もあるし、教育の内容や方法についてもかなりの程度教員の裁量に任せられており、学校側で個々の教員がどのような個人データを取り扱っているかを把握するのが困難であることもある。

このよう中で学校側が安全管理措置として強力な個人情報保護体制を構築しようとする、研究や教育活動に対する管理と受け取られ、教員の反発を招くこともありうるし、個々の教員のユニークな研究や教育への試みを萎縮させてしまう可能性もある。したがって、大学における個人情報の取り扱いにおいては、適切にリスク評価に基づいて学術研究や教育内容の自由と個人情報の保護のバランスを図ることが重要となる。

#### (5) 「学生」という立場の特殊性

大学において個人情報の取扱いを検討する場合、第一に考えるべきなのは、当然、学生の個人情報の取扱いをどのようにすべきか、ということであるが、そうした検討を行う場合には、「学生」<sup>22)</sup> という立場の特殊性を踏まえた対応をする必要がある。

まず、一般に、学校は教育機関として学生等を教育・保護すべき立場にあると考えられており、学校は学生等の権利利益をできる限り守る社会的責務を負っているといえる。また、先にもみたように、大学が取り扱う学生の個人情報には、各種のセンシティブ情報が含まれるなど、人格と関わる重要なものも多いといえる。したがって、私立大学は、他の民間企業と同様に個

人情報保護法に対応すればよいというのではなく、学生の個人情報保護についてより高いレベルの安全管理措置を講じることが求められよう。

しかし、一方では表2で示したように、大学における個人情報漏洩事故の中には、学生が個人情報の含まれるコンピュータや資料を紛失した事故もある。大学では、教育の一環として、学生に個人情報を取り扱わせる必要がある場合もあるし、ゼミ活動やクラブ活動など他の学生の個人情報を知る機会も多い。すなわち、大学からの個人情報流出事故においては、学生も大きな流出元となる可能性があり、大学は、個人情報の安全管理の観点から、こうした学生からの流出の可能性について、何らかの措置を取る必要がある。したがって、学生は民間よりも手厚い保護の対象である一方で、安全管理の対象でもあるという特有の立場に立つことになる。

また、大学の学生の特徴の第二は、未成年のうちに入学生時、在学中に成年に達するのが一般的であるから、個人情報取得の対象となる本人に未成年者と成年者が混在している点である。個人情報保護法では、個人情報の取得や第三者提供等について、本人の同意を要求しているが、未成年者の場合、民法上の制限行為能力者であるから、この場合の同意の性質をどのように解するかによって、本人から同意をとるのか、あるいは法定代理人から同意を取るべきなのかが変わってくる。また、在学中に成年に達する点も問題を生じさせる。仮に、本人が未成年の間は親権者（法定代理人）を本人とみなして同意をとるとしても、本人が成年に達するとそれまでの親権者は、個人情報保護法上、第三者という扱いになると考えられるため、本人が成年に達した後、再確認などの措置をとらなくてよいかどうか問題となろう。大学はその特性の一つとして、構造的にこのような問題に対処しなければならない<sup>23)</sup>。



## 〈注〉

- 1) 以下の記述において「私立大学」という言葉は、特に断らない限り、私立の四年制大学と短期大学の双方を含めた意味で用いている。
- 2) ここで私立大学に限定しているのは、大学を含めた学校についてはその設置者に応じて適用される法律が異なるためである。また、学術研究に対しては適用除外がある。詳しくは後述Ⅱ-3-(1)及び(3)参照。
- 3) 個人情報保護法は、行政法であるから、民間事業者が同法の義務に違反した場合であっても、ただちに私法上の効果を招くものではない[3, p.135]。
- 4) ここでの「教育活動」とは、単に知識の習得だけではなく、それを含めた教育プログラムや学生の生活全般に対する支援を含めた意味での教育活動を指している。
- 5) このことは個人情報保護法がもともとそのような性格のものとして設計されており、個々具体的な問題については法を土台として、個別の法令や各省庁が公表する業界ごとのガイドライン、各事業者や事業者団体による自主的ルール策定などにより対応すべきものとされているためである(後述Ⅰ-2-(2)参照)。
- 6) 社団法人私立大学情報教育協会は、このような観点から、個人情報保護に関して加盟校にアンケートを行い、内部規程の提供を受けるなどの活動をしている。また、同協会が発行する雑誌「大学教育と情報」では、大学における個人情報保護の特集記事が組まれており、これらの特集記事では、各大学の取り組みも紹介されている(例えば、[8]など)ただし、紙幅の関係からか、例外もあるが、必ずしも詳細なものとはなっていない点が残念である。
- 7) [3] もほぼ同様の趣旨を述べている。[3, p.10]によれば、個人情報制定の直接的な契機として、住民基本台帳ネットワークシステムの導入のための住民基本台帳法の改正議論があり、それと同時期に個人情報大量漏洩事件が頻発していたことが挙げられるが、これを近因とすると、さらに遠因として、1970年代から国際的に始まったプライバシー権利概念の変容、1980年のOECDプライバシーガイドライン及びEUの1995年個人データ保護指令への対応などが指摘できるとしている。
- 8) [3, p.13] は、この意味でのプライバシー概念を「マスメディアプライバシー」と性格づける。
- 9) [3, p.15] は、この意味でのプライバシー概念を「コンピュータープライバシー」と性格づける。
- 10) 大阪高判平成13年12月25日別冊NBL79号190頁。
- 11) 以前の高度情報通信社会推進本部は、2000年7月、情報通信技術(IT)戦略本部に改組された。
- 12) この過程において、個人情報保護法案の他に、行政機関個人情報保護法、独立法人等個人情報保護法、情報公開・個人情報保護審査会設置法、整備法の各法案も提出され、一括して「個人情報保護関連5法案」と呼ばれた。
- 13) 以上の記述は、主として[4, pp.21-36]による。
- 14) 審議過程で廃案となった個人情報保護法の旧法案では、基本原則と題する章が設けられており、第3条に続いて、利用目的による制限、適正な取得、正確性の確保、安全性の確保、透明性の確保という個人情報の取り扱いに関する5つの基本原則が定められ、個人情報を取り扱う者は、これらの基本原則にのっとり、個人情報の適正な取り扱いに努めなければならないとされていた。これらの原則は、大綱作成の段階でOECD8原則を整理しなおしたものであり、その意味で旧法案は、OECDガイドラインとの関連性が明確であったが、立法過程において、こうした解釈の幅の大きい原則規定がひとり歩きし、表現・報道の自由等を制約するのではないかとの危惧が高まり、結局、新法案では基本原則の規定は全て削除され、現行第3条の形で落ち着いた。しかし、こうした基本原則の趣旨は、第4章における民間事業者の具体的義務の中に活かされており、その意味で同法はなおOECDガイドラインを踏まえたものといえる。
- 15) 最近の漏洩事件については、[7, pp.13-14]及び[5, p.330]を参照のこと。
- 16) 前掲大阪高判平成13年12月25日(宇治市住民基本台帳データ漏洩事件)のほか、最判平成15年9月12日民集57巻8号973頁(早稲田大学江沢民講演会事件)等参照。
- 17) 最判昭和42年11月9日民集21巻9号2336頁。
- 18) 第20条は、個人データの漏洩、滅失又は毀損の防止等に対する安全管理措置を義務づけており、第21条は、従業者に対する監督義務を定める。また、第22条は、個人データの取扱いを委託した場合に、その受託者を監督すべき旨を定めている。
- 19) その後、私立大学情報教育協会は個人情報保護法全面施行後の約1年後に同様のアンケートを行ったが、その結果は本稿脱稿までには公表されていない。
- 20) 国立大学法人の枠組みは独立行政法人と同様であるが、大学としての自主性・自立性が尊重されている。
- 21) 学校教育法施行規則第15条により、高等学校までの児童・生徒の学籍については、20年間保存しなければならないとされているが、大学に関する規

定は見あたらない。なお、国立大学の場合には独立行政法人等情報公開法の適用を受ける。

- 22) 学校教育法では、明確な定義規定はないものの、小学校において教育を受ける者を「児童」、中学校・高等学校で教育を受ける者を「生徒」、大学に在学する者を「学生」と呼んで区別している。
- 23) これらの問題については、後述IV-2において検討を加える。

## 参考文献

- [1] 宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説』第2版、有斐閣、2005年
- [2] 稲垣隆一編著『個人情報保護法と企業対応』新版、清文社、2004年
- [3] 岡村久道『個人情報保護法』、商事法務、2004年
- [4] 園部逸夫編・藤原静雄ほか著『個人情報保護法の解説』改訂版、ぎょうせい、2005年
- [5] TMI総合法律事務所編『個人情報管理ハンドブック』、商事法務、2005年
- [6] 蓮井良憲編『企業経営と法律——経営法学入門——』第4版、有信堂、2003年
- [7] 藤田康幸編著『個人情報保護法Q & A』第2版、中央経済社、2005年
- [8] 佐藤哲彦「上智大学における「個人情報保護法」への対応と適正管理に向けて」『大学教育と情報』14巻2号p.8、2005年
- [9] 堀部政男「教員による情報活用と個人情報保護法」『大学教育と情報』14巻1号p.2、2005年
- [10] 文部科学省大臣官房総務課『「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者講ずべき措置に関する指針」解説』、2006年